

旭地区第1次住居表示実施検討会

住居表示に関する  
大切なお知らせ 第8号

山下・高根・万田の  
住居表示実施までのスケジュールを  
お知らせします！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、お住まいの皆様のご

住所が令和4年10月17日(月)に新しくなります。

住居表示実施までのスケジュール(予定)は、以下のとおりです。

【住居表示実施までのスケジュール】(予定)

※戸別にて配付を行っているため、配付物がお手元に届く時期には前後があります。

(令和4年)

- ・8月下旬以降～ 皆様に新しい住所をお知らせするための通知書や、住所変更手続き方法を記載した「住居表示の手引き」、新しい住所を知人等にお知らせするためのハガキ等を戸別に配付。  
住所変更手続き方法等について、「住居表示の手引き」に沿った説明動画の公開。
- ・10月上旬 動画を見られない方や手続等に御不明な点がある方に向けた、説明会の実施。(日程等は後日お知らせします。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合もございます。)
- ・10月上旬～ 住居表示によって住所の表記が変更になったことを証明する  
実施日直前 「住居表示変更証明書」を戸別に配付。
- ・10月17日(月) 旭地区第1次(山下・高根・万田)住居表示実施

## ～Q&A～

### Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A) 運転免許証、マイナンバーカード等、ご本人で変更手続きをしなければなら  
ないものがあります。

詳しくは8月下旬以降に配付する「住居表示の手引き」(手続き等が記載)  
をご覧ください。

### Q) 変更の手続きは代理人でも可能でしょうか？

A) マイナンバーカード等は代理人で可能な場合もございます。方法については、  
「住居表示実施の手引き」(手続き等が記載)やお知らせ等でご案内します。

### Q) 住所が変わったことを知人等に知らせるためのハガキ等がありますか？

A) 世帯・事業所ごとに、新しい住所を知人や取引先等にお知らせするための  
送料無料のハガキ配付(1世帯50枚)を予定しております。

### Q) 住所変更手続きはいつからできますか？

A) 住居表示実施日以降の10月17日からお手続きができます。ただし、住所  
が変わったことをお知らせするハガキは、9月1日から投函できます。

### Q) 住所変更手続きでは費用はかかりますか？

A) 手数料は原則無料ですが、郵送で手続きをする場合や代行業者に手続きを依  
頼される場合は郵送料や依頼に係る手数料等が発生します。

### Q) 住所変更手続きで必要なものはありますか？

A) 手続き先により、必要なものが異なりますので、手続き先にご確認ください。  
一般的には、住居表示によって住所の表記が変わったことを証明するための  
「住居表示変更証明書」が必要な場合が多いため、変更手続きの際は必ずご  
持参ください。

### Q) 住居表示変更証明書はどこでもらえますか？また、有効期限はありますか？

A) 住居表示実施の直前に、一世帯あたり12枚ずつ配付する予定です。  
足りない場合は、実施日(10月17日以降)に市役所市民課や市民窓口  
センター等でも申請いただけます。(発行手数料無料)

「住居表示変更証明書」に有効期限はありません。

### Q) 本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 市や法務局等では、字名から町名への変更(例：山下⇒山下〇丁目)を行い  
ますが、地番(土地の番号)の変更は行いません。

### Q) 旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか？

A) 住居表示実施後も最低1年間は配達されます。それ以降は、住居表示実施時  
の資料により可能な範囲で配達されます。

令和4年7月

発行：旭地区第1次住居表示実施検討会(事務局 平塚市都市整備課)

電話：21-8783(直通) 23-1111(代表) 内線2114